

災害時における地域 BWA サービスの提供協定書

久喜市とケーブルテレビ株式会社は、災害時における地域 BWA サービスの提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、ケーブルテレビ株式会社の提供する地域 BWA サービスを災害発生時に緊急の通信手段として提供するために必要な事項を定めるものとする。

(災害時の無線端末の提供)

第 2 条 久喜市は、災害発生時において、避難所等で通信手段を提供する必要があると認める場合、ケーブルテレビ株式会社に対して、避難所に設置する無線端末の無償提供を要請することができる。

2 ケーブルテレビ株式会社は、前項の規定による久喜市の要請に対して、電波の届く範囲である限り、要請を受領するものとする。ただし、無償提供期間は当該施設が避難所として運用されている期間とし、貸与する端末の台数は久喜市の要請を考慮した上でケーブルテレビ株式会社が決定するものとする。

3 第 1 項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書によらず要請することができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(連絡体制)

第 3 条 久喜市及びケーブルテレビ株式会社は、緊急時における情報の伝達を円滑に行うため、予め連絡体制を定めるものとする。

2 前項の連絡体制に変更が生じた際は、速やかに通知するものとする。

(有効期間)

第 4 条 本協定の有効期間は、令和 7 年 1 月 30 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、この期間満了の 1 ヶ月前までに久喜市又はケーブルテレビ株式会社いずれからも協定解除の申し出がない場合は、同一の内容で有効期間を 1 年間延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第 5 条 本協定の定めがない事項及び本協定に疑義が生じた際は、久喜市及びケーブルテレビ株式会社が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、久喜市及びケーブルテレビ株式会社双方署名のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 1 月 30 日

埼玉県久喜市下早見 85 番地の 3

久喜市

久喜市長 梅田 修一

栃木県栃木市樋ノ口町 43 番地 5

ケーブルテレビ株式会社

代表取締役社長 高田 光浩